

目 次

津市条例

- 津市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例
- 津市営住宅等整備基準に関する条例
- 津市水道事業及び簡易水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例
- 津市暴力団排除条例の一部を改正する条例
- 津市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例の一部を改正する条例
- 津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 津市消防団条例の一部を改正する条例
- 津市手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 津市議会の議決すべき事件を定める条例

津市告示

- 放置自転車等の撤去及び保管
- 平成24年度津市農業委員会臨時総会の開催
- 平成24年度産麦共済（災害収入共済方式）に係る共済金の支払額及び減収量等の公表
- 自動車臨時運行許可標識の回収不能による無効

津市公告

- 犬の抑留
- 開発行為に係る工事の完了
- 津市農業振興地域整備計画の変更

津市水道局公告

- 建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市教育委員会告示

- 津市教育委員会の開催

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例をここに公布する。

平成 24 年 12 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 33 号

津市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）

第 7 条第 2 項及び第 21 条第 2 項の規定に基づき、本市における公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第 2 条第 1 号に規定する下水をいう。
- (2) 汚水 法第 2 条第 1 号に規定する汚水をいう。
- (3) 公共下水道 法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道をいう。
- (4) 終末処理場 法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場をいう。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第 3 条 公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第 5 条において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるお

それのないものとして規則で定めるものを除く。) にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第4条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

(3) 暗渠^{きよ}その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所^{きよ}にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

(4) 暗渠^{きよ}である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所^{きよ}その他管渠の清掃上必要な箇所^{きよ}にあっては、マンホールを設けること。

(5) またはマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。

(処理施設の構造の技術上の基準)

第5条 第3条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第6条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道
(終末処理場の維持管理に関する基準)

第7条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池のどろために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する排水施設又は処理施設で第3条から第5条までの規定に適合しないものについては、これらの規定（その適合しない部分に限る。）は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手した排水施設又は処理施設については、この限りでない。

津市営住宅等整備基準に関する条例をここに公布する。

平成 24 年 12 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 34 号

津市営住宅等整備基準に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本市における市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の整備に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市営住宅」とは、本市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者等に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設をいう。

2 この条例において「共同施設」とは、法第 2 条第 9 号に規定する共同施設及び住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）第 2 条第 7 項に規定する地区施設をいう。

(健全な地域社会の形成)

第 3 条 市営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(良好な居住環境の確保)

第 4 条 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第 5 条 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(位置の選定)

第6条 市営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

（敷地の安全等）

第7条 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

（住棟等の基準）

第8条 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

（住宅の基準）

第9条 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

（住戸の基準）

第10条 市営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共

同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

- 2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

- 3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

- 第11条 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(共用部分)

- 第12条 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

- 第13条 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

- 2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

- 第14条 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

- 第15条 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

- 第16条 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第 17 条 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状態に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に存する市営住宅等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の市営住宅等については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

津市水道事業及び簡易水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例をここに公布する。

平成 24 年 12 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 35 号

津市水道事業及び簡易水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市における水道事業及び簡易水道事業に関し、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき布設工事監督者（同項の業務を行う者をいう。以下同じ。）を配置する水道の布設工事を、同条第 2 項の規定に基づき布設工事監督者の資格を定めるとともに、法第 19 条第 3 項の規定に基づき水道技術管理者の資格を定めるものとする。

(布設工事監督者を配置する工事)

第 2 条 法第 12 条第 1 項に規定する条例で定める水道の布設工事は、水道施設の新設又は次に掲げる水道施設の増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1 日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3

年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号の卒業者にあつては1年以上」とあるのは「第1号の卒業者にあつては6箇月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者に必要な資格を有する者
- (2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習の課程を修了した者

2 簡易水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

津市暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 12 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 36 号

津市暴力団排除条例の一部を改正する条例

津市暴力団排除条例（平成 23 年津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「第 32 条の 2 第 1 項」を「第 32 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 12 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 37 号

津市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市児童館の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 22 年法律第 67 号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 3 条の表中

「	津市さくら児童館	津市中河原 2075 番地	」を に 」
	津市まん中こども館	津市大門 7 番 15 号	

改める。

第 13 条を第 23 条とし、第 12 条の次に次の 10 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 13 条 津市まん中こども館（以下「こども館」という。）の管理は、法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第 14 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) こども館の使用の許可に関する業務
- (2) こども館の施設、設備器具等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第15条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いこども館の管理を行わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第16条 指定管理者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) こども館の管理に係る事業計画書
- (2) こども館の管理に係る収支計画書
- (3) 申請者の経営状況を説明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第17条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を総合的に審査した上、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) こども館の運営に関し、住民の平等利用を確保することができる者であること。
- (2) こども館の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができる者であること。
- (3) こども館の管理を適確に遂行するに足りる物的能力及び人的能力を有している者であること。

(事業報告書の作成及び提出)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) こども館の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) こども館の管理に係る経費の収支状況
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、年度の中途において第20条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に前項の事業報告書を提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第19条 市長は、こども館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第20条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(指定管理者の原状回復の義務)

第21条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第22条 第13条の規定により指定管理者にこども館の管理を行わせる場合における第6条、第7条、第9条第1項及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項の規定 公布の日

(2) 附則第4項の規定 平成25年6月1日

(津市社会福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止)

2 津市社会福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第109号）は、廃止する。

(指定管理者の指定に係る準備行為)

3 市長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、津市まん中こども館（以下「こども館」という。）に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に必要な準備行為を行うことができる。

(施行日前における使用許可手続)

- 4 この条例の施行日以後の使用に係るこども館の使用許可手続については、施行日前においても行うことができる。ただし、この場合における使用許可は、市長が行うものとする。

（施行日前における使用許可手続に関する経過措置）

- 5 前項の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の津市児童館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 12 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 38 号

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例の一部を改正する条例

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例（平成 18 年津市条例第 144 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 9 章 雑則（第 33 条—第 35 条）」を

「第 9 章 技術管理者の資格（第 32 条の 4）」

に改める。

第 10 章 雑則（第 33 条—第 35 条）」

第 9 章を第 10 章とし、第 8 章の次に次の 1 章を加える。

第 9 章 技術管理者の資格

（技術管理者の資格）

第 32 条の 4 法第 21 条第 3 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当す

る課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、３年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、４年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、５年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、６年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、７年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) １０年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

附 則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 12 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 39 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 215 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 3 号アを次のように改める。

ア 特に居住の安定を図る必要があるものとして次項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合 259,000 円

第 6 条第 1 項第 3 号イ中「令第 6 条第 5 項第 2 号に規定する金額」を「259,000 円（当該災害発生の日から 3 年を経過した後は、158,000 円）」に改め、同号ウ中「令第 6 条第 5 項第 3 号に規定する金額」を「158,000 円」に改め、同条第 2 項中「前項各号」を「第 1 項各号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 法第 23 条第 1 号イの条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度が次の(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じ、(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの

(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度

(イ) 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級又は 2 級のいずれかに該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 戦傷病者特別援護法（昭和３８年法律第１６８号）第２条第１項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正１２年法律第４８号）別表第１号表ノ２の特別項症から第６項症まで又は同法別表第１号表ノ３の第１款症であるもの

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第１１７号）第１１条第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していないもの

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成１３年法律第６３号）第２条に規定するハンセン病療養所入所者等

(2) 入居者が６０歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが６０歳以上又は１８歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

第８条第２項第１号中「第６条第５項第１号」を「第６条第１項」に改め、同項第２号中「第６条第５項第３号」を「第６条第２項」に改め、同条第３項中「第６条第２項」を「第６条第３項」に改める。

第１０条第１項第６号中「（平成１３年法律第６３号）」を削る。

別表高洲住宅の項中「７番１号～７番２４号」を「７番１号～７番８号、７番１０号～７番２４号」に、「２０２」を「２０１」に改め、同表垂水Ｄ住宅の項中「９」を「６」に改め、同表奥津団地の項中「４」を「３」に改める。

附 則

１ この条例は、平成２５年４月１日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

２ この条例の施行の際現に市営住宅に入居している者については、改正後の津市営住宅の設置及び管理に関する条例の規定により入居を認められた者とみなす。

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 12 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 40 号

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市公民館の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 242 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表津市中央公民館の項中「丸之内養正町 1 番 1 号」を「大門 7 番 15 号」に改める。

別表中

津市中央公民館	ホール	6, 800	9, 000	9, 000
	会議室	1, 200	1, 600	1, 600
	研修室	700	900	900
	実習室	1, 300	1, 700	1, 700
	和室	1, 200	1, 600	1, 600
	ピアノ	1 台 1, 000		
	拡声装置	1 式 700		

津市中央公民館	ホール	4,000	5,000	5,000	に
	会議室	1,200	1,600	1,600	
	研修室	700	900	900	
	創作室	1,300	1,700	1,700	
	和室	1,200	1,600	1,600	
	調理実習室	2,500	3,400	3,400	
	情報研修室	1,300	1,700	1,700	
	情報研修室機器 1 式	2,000	2,000	2,000	

改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 5 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市公民館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 12 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 41 号

津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 249 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条ただし書を次のように改める。

ただし、津市美杉ふるさと資料館（以下「ふるさと資料館」という。）内創作館の使用に伴う一般的な消耗資材等の実費については、使用者の負担とする。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とし、第 10 条を第 9 条とする。

第 11 条中「津市美杉ふるさと資料館（以下「ふるさと資料館」という。）」を「ふるさと資料館」に改め、同条後段を削り、同条を第 10 条とし、第 12 条から第 15 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 16 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同条第 2 項中「第 18 条第 1 項」を「第 17 条第 1 項」に改め、同条を第 15 条とし、第 17 条から第 19 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 20 条中「第 11 条」を「第 10 条」に、「第 7 条、第 9 条及び第 10 条」を「第 8 条及び第 9 条」に、「第 10 条中」を「第 9 条中」に改め、「、第 7 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と」を削り、「第 9 条中」を「第 8 条中」に改め、同条を第 19 条とし、第 21 条を第 20 条とする。

別表を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 15 条の規定は、平成 25 年度以後の年度分の事業報告書につ

いて適用し、平成２４年度分までの事業報告書については、なお従前の例による。

津市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 12 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 42 号

津市消防団条例の一部を改正する条例

津市消防団条例（平成 18 年津市条例第 257 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「市長が」の次に「任命し」を加え、「市長の承認を得て、次に掲げる資格を有する者のうちから」を「次に掲げる資格を有する者のうちから市長の承認を得て」に改め、同条第 1 号中「住所を有し」を「居住し」に改め、「18 歳以上」の次に「65 歳以下」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、団長は、特に必要があると認めるときは、同項第 1 号に該当する者以外の者であっても、市長の承認を得てその他の団員として任命することができる。

第 7 条第 2 項中「区域外に転出し」を「区域内に居住しなくなったとき」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、団長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第 8 条第 2 項を次のように改める。

2 停職の期間は、1 日以上 6 月以下とする。

第 14 条第 1 項中「及び別表第 2」を削る。

第 15 条第 1 項中「別表第 3」を「別表第 2」に改める。

別表第 1 中 「

方面団長	89,000 円
------	----------

」を

「

本部副団長	99,000 円
方面団長	89,000 円

」に改める。

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行

する。

(1) 第 1 4 条第 1 項及び第 1 5 条第 1 項の改正規定 公布の日

(2) 第 5 条、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の改正規定 平成 2 5 年 1 月 1 日

(3) 前 2 号に掲げる規定以外の規定 平成 2 5 年 4 月 1 日

2 第 8 条第 2 項の改正規定の施行前にした行為に対する停職の期間については、なお従前の例による。

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 12 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 43 号

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例（平成 18 年津市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条第 1 項中「別表第 13 まで」を「別表第 14 まで」に改める。

別表第 13 の次に次の 1 表を加える。

別表第 1 4（第 2 条、第 3 条関係） 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号）に基づく事務

手数料を徴収する事務	手数料の額				
低炭素建築物新築等計画の認定	1 件につき	ア 認定の申請の前に、申請に係る低炭素建築物新築等計画が、市長が別に定める機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）に適合すると認められていない場合			
		一戸建ての住宅			3 6 , 8 0 0 円
		共同住宅等	住戸部分	1 棟の申請 戸数が 1 のもの	3 6 , 8 0 0 円
				1 棟の申請 戸数が 2 以上 5 以下のもの	7 4 , 5 0 0 円
				1 棟の申請 戸数が 6 以上 1 0 以下のもの	1 0 4 , 8 0 0 円
				1 棟の申請 戸数が 1 1 以上 2 5 以下のもの	1 4 7 , 5 0 0 円
				1 棟の申請 戸数が 2 6 以上 5 0 以下のもの	2 1 1 , 9 0 0 円
				1 棟の申請 戸数が 5 1	3 0 3 , 8 0 0 円

		以上 1 0 0 以下のもの	
		1 棟の申請 戸数が 1 0 1 以上 2 0 0 以下のもの	4 1 1, 5 0 0 円
		1 棟の申請 戸数が 2 0 1 以上 3 0 0 以下のもの	5 3 9, 6 0 0 円
		1 棟の申請 戸数が 3 0 1 以上のもの	6 3 3, 6 0 0 円
	共用部分	床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以内のもの	1 1 7, 9 0 0 円
		床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方 メートル以内のもの	1 9 4, 5 0 0 円
		床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートルを超	3 0 3, 0 0 0 円

		え 5, 0 0 0 平方メー トル以内の もの	
		床面積の合 計が 5, 0 0 0 平方メ ートルを超 え 1 0, 0 0 0 平方メ ートル以内 のもの	3 8 9, 1 0 0 円
		床面積の合 計が 1 0, 0 0 0 平方 メートルを 超え 2 5, 0 0 0 平方 メートル以 内のもの	4 6 5, 1 0 0 円
		床面積の合 計が 2 5, 0 0 0 平方 メートルを 超えるもの	5 4 1, 7 0 0 円
	非住宅建築物	床面積の合 計が 3 0 0 平方メート ル以内のも の	2 6 0, 4 0 0 円
		床面積の合 計が 3 0 0 平方メート	

				ルを超え 2, 000 平方メートル以内のもの	415,100 円
				床面積の合計が 2, 000 平方メートルを超え 5, 000 平方メートル以内のもの	590,900 円
				床面積の合計が 5, 000 平方メートルを超え 10, 000 平方メートル以内のもの	724,700 円
				床面積の合計が 10, 000 平方メートルを超え 25, 000 平方メートル以内のもの	854,200 円
				床面積の合計が 25, 000 平方メートルを	975,000 円

			超えるもの	
イ 認定の申請の前に、申請に係る低炭素建築物新築等計画が、市長が別に定める機関により認定基準に適合すると認められている場合				
一戸建ての住宅				5,000円
共同住宅等	住戸部分	1棟の申請戸数が1のもの		5,000円
		1棟の申請戸数が2以上5以下のもの		10,100円
		1棟の申請戸数が6以上10以下のもの		17,300円
		1棟の申請戸数が11以上25以下のもの		28,900円
		1棟の申請戸数が26以上50以下のもの		48,400円
		1棟の申請戸数が51以上100以下のもの		86,800円
		1棟の申請戸数が101以上200以下のもの		137,400円
		1棟の申請戸数が201以上のもの		188,900円

		0 以下のもの	
		1 棟の申請 戸数が 2 0 1 以上 3 0 0 以下のもの	1 7 3 , 6 0 0 円
		1 棟の申請 戸数が 3 0 1 以上のもの	1 8 5 , 1 0 0 円
	共用部分	床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以内のもの	1 0 , 1 0 0 円
		床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超え 2 , 0 0 0 平方メートル以内のもの	2 8 , 9 0 0 円
		床面積の合計が 2 , 0 0 0 平方メートルを超え 5 , 0 0 0 平方メートル以内のもの	8 6 , 8 0 0 円
		床面積の合	

		計が 5, 0 0 0 平方メ ートルを超 え 1 0, 0 0 0 平方メ ートル以内 のもの	1 3 7, 4 0 0 円
		床面積の合 計が 1 0, 0 0 0 平方 メートルを 超え 2 5, 0 0 0 平方 メートル以 内のもの	1 7 3, 6 0 0 円
		床面積の合 計が 2 5, 0 0 0 平方 メートルを 超えるもの	2 1 7, 0 0 0 円
	非住宅建築物	床面積の合 計が 3 0 0 平方メート ル以内のも の	1 0, 1 0 0 円
		床面積の合 計が 3 0 0 平方メート ルを超え 2, 0 0 0 平方 メートル以 内のもの	2 8, 9 0 0 円

			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400円
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円
			床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円
低炭素建築物新築等	1件に	ア 変更認定の申請の前に、申請に係る低炭素建築物新築等計画が、市長が別に定める機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第		

計画の
変更認
定

つ
き

1 項各号に掲げる基準（以下「変更認定基準」という。）に
適合すると認められていない場合

一戸建ての住宅			1 8 , 9 0 0 円
共同住宅等	住戸部分	1 棟の申請 戸数が 1 の もの	1 8 , 9 0 0 円
		1 棟の申請 戸数が 2 以 上 5 以下の もの	3 8 , 2 0 0 円
		1 棟の申請 戸数が 6 以 上 1 0 以下 のもの	5 4 , 1 0 0 円
		1 棟の申請 戸数が 1 1 以上 2 5 以 下のもの	7 6 , 6 0 0 円
		1 棟の申請 戸数が 2 6 以上 5 0 以 下のもの	1 1 0 , 8 0 0 円
		1 棟の申請 戸数が 5 1 以上 1 0 0 以下のもの	1 6 0 , 5 0 0 円
		1 棟の申請 戸数が 1 0 1 以上 2 0 0 以下のも の	2 1 9 , 5 0 0 円

	1棟の申請戸数が201以上300以下のもの	287,100円
	1棟の申請戸数が301以上のもの	335,300円
共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	59,900円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	100,100円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	160,200円
	床面積の合計が5,000平方メ	

		一トルを超え10,000平方メートル以内のもの	208,300円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	249,900円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	292,500円
	非住宅建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	131,200円
		床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	210,400円
		床面積の合計が2,0	

	00平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	304,100円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	376,100円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	444,400円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	509,200円
イ 変更認定の申請の前に、申請に係る低炭素建築物新築等計画が、市長が別に定める機関により変更認定基準に適合すると認められている場合		
	一戸建ての住宅	3,000円

共同住宅等	住戸部分	1棟の申請 戸数が1の もの	3,000円
		1棟の申請 戸数が2以 上5以下の もの	6,000円
		1棟の申請 戸数が6以 上10以下 のもの	10,400円
		1棟の申請 戸数が11 以上25以 下のもの	17,300円
		1棟の申請 戸数が26 以上50以 下のもの	29,000円
		1棟の申請 戸数が51 以上100 以下のもの	52,000円
		1棟の申請 戸数が10 1以上20 0以下のも の	82,400円
		1棟の申請 戸数が20 1以上30 0以下のも	104,100円

	の	
	1棟の申請 戸数が30 1以上のもの	111,100円
共用部分	床面積の合計が300 平方メートル以内のもの	6,000円
	床面積の合計が300 平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のもの	17,300円
	床面積の合計が2,0 00平方メートルを超え5,00 0平方メートル以内のもの	52,000円
	床面積の合計が5,0 00平方メートルを超え10,0 00平方メートル以内	82,400円

		のもの	
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,100円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円
	非住宅建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円

			0平方メートル以内のもの	
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,400円
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,100円
			床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円
備考 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用				

部分をいう。

- 5 この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。
- 6 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
 - (1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
 - (2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額
- 7 複合建築物（住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、当該建築物全体の認定申請をする場合又は当該建築物の住戸部分及び当該建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、当該建築物の形態に応じて、(1)及び(4)の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
 - (1) 一戸建ての住宅の手数料の金額
 - (2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
 - (3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額
 - (4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の金額
- 8 複合建築物について、当該建築物の住戸部分の認定申請をする場合の手数料の金額は、当該建築物の形態に応じて、一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額とする。
- 9 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出がある場合には、別表第10に定める金額（申請に係る建築物が建築基準法第6条第5項の構造計算適合性判定を求めなければならないものである場合にあつて

は、建築物ごとに、別表第 10 に定める金額を加算した金額) を加算した金額とする。

附 則

この条例は、平成２５年１月１日から施行する。

津市議会の議決すべき事件を定める条例をここに公布する。

平成 24 年 12 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 44 号

津市議会の議決すべき事件を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を定めるものとする。

(議決すべき事件)

第 2 条 議会の議決すべき事件は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画の策定、変更及び廃止とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市告示第 2 6 9 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第 1 2 条第 2 項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 4 年 1 2 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 4 年 1 2 月 3 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 4 年 1 2 月 4 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	4	平成 2 4 年 1 2 月 4 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	4	平成 2 4 年 1 2 月 5 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 4 年 1 2 月 7 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 4 年 1 2 月 1 0 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 4 年 1 2 月 1 1 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 4 年 1 2 月 1 3 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 270 号

平成 24 年度津市農業委員会第 1 回臨時総会を次のとおり招集する。

平成 24 年 12 月 26 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日時

平成 25 年 1 月 4 日（金）午後 2 時 00 分

2 招集の場所

津市役所 本庁舎 8 階 大会議室 A

3 会議の事項

(1) 農業委員会会長の選出

(2) 会長職務代理者の選出

(3) 第 1 農地部会及び第 2 農地部会並びに農業振興（専門）部会を構成する
委員の互選

(4) 農業委員会だより編集委員の互選

(5) 議 事

議案第 1 号 第 1 農地部会長及び第 2 農地部会長並びに同職務代理者の
選任について

議案第 2 号 農業振興部会長及び同職務代理者の選任について

議案第 3 号 農業委員会だより編集委員長及び副委員長の選任について

津市告示第 2 7 1 号

平成 2 4 年産麦に係る農作物共済（災害収入共済方式）の共済金の支払額を決定したので、津市農業共済条例（平成 1 8 年津市条例第 1 8 5 号）第 4 1 条の規定により、農作物共済加入者ごとに共済金の支払額、農作物共済減収量、共済金の支払期日及び共済金の支払方法を別紙のとおり公表する。

平成 2 4 年 1 2 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

平成24年産麦共済（災害収入共済方式） 加入者ごと共済金支払額等一覧

地域	地区	共済金支払額（円）	減収量（kg）	支払期日	支払方法
津	南河路	700,079	5,948	平成24年12月20日	口座振込
	安東	286,588	2,394		
	安東	790,498	6,886		
	神戸	218,179	3,026		
	神戸	752,386	7,574		
	橿形	1,911,585	19,781		
	橿形	459,232	9,688		
久居	稲葉	1,269,653	11,834		
	榊原	2,727,580	22,334		
美里	辰水	110,132	1,243		
安濃	草生	5,295,264	43,457		
	村主	363,719	3,444		
	安濃	42,451	2,183		
	安濃	855,758	9,010		
一志	大井	718,063	5,099		
	大井	1,549,652	19,598		
	波瀬	220,908	2,131		
	波瀬	254,398	2,296		
	波瀬	254,390	2,717		
	波瀬	113,791	1,636		
	川合	2,501,776	22,255		
	川合	332,263	13,797		
	高岡	936,584	10,524		
	高岡	3,057,206	30,742		
白山	家城	1,771,809	16,506		
	家城	152,411	1,895		
	川口	92,788	1,717		
	川口	1,185,047	17,736		
	大三	43,795	5,582		
	八ツ山	718,157	6,620		
	八ツ山	1,742,853	14,526		
計	31人	31,428,995	324,179		

津市告示第 2 7 2 号

下記に係る自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可番号標は無効であることを告示する。

平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可番号標

自動車臨時運行許可 番号標番号	許 可 年 月 日	無効となった日
三重 1 2 - 1 9 津	—	平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日
三重 1 2 - 2 6 津	平成 1 5 年 3 月 2 4 日	平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日
三重 1 2 - 3 2 津	—	平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日
三重 1 2 - 4 7 津	—	平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日
三重 1 2 - 5 2 津	平成 1 3 年 1 2 月 1 4 日	平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日
三重 1 2 - 5 8 津	平成 1 5 年 4 月 2 2 日	平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日
三重 1 2 - 5 9 津	—	平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日
三重 1 2 - 6 7 津	—	平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日
三重 1 2 - 8 4 津	—	平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日
三重 1 2 - 9 4 津	平成 1 9 年 1 月 1 0 日	平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日
三重 1 2 - 9 6 津	—	平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日
三重 1 3 - 1 2 津	—	平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日
三重 1 3 - 2 2 津	平成 1 6 年 1 1 月 2 日	平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日
三重 1 3 - 3 4 津	—	平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日
三重 1 3 - 3 8 津	—	平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日
三重 1 4 - 0 5 津	—	平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日

津市公告第 1 7 4 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 4 年 1 2 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 4 年 1 2 月 1 4 日

2 抑留期間 平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 榊原町	雑種	こげ茶	雄	中型	9 1 日 以上	首輪有り

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 7 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 4 年 1 2 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 2 4 年 1 2 月 1 7 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居小野辺町字畑山新田 1 7 0 5 番 8 ほか 3 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市高茶屋小森町 4 0 0 0 番地 2
株式会社川崎ハウジング
代表取締役 川崎 昌美

津市公告第 1 7 6 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定により津市農業振興地域整備計画を別冊のとおり変更し、同条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 2 項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を別紙のとおり公告します。

なお、別冊及び別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課に備え置いて縦覧に供します。

平成 2 4 年 1 2 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市水道局公告第 18 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 24 年 12 月 17 日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成24年12月17日		工 事 担 当 課	浄水課
工 事 名	平成24年度 浄水第33号 芸濃北神山浄水場2号取水井水位計取替修繕			
工事場所	津市 芸濃町北神山		地内	
工事概要	水位計取替修繕 既設水位計の撤去 1台 新設水位計の設置 1台 電気配管・配線工事 1式			
工 期	契約締結の日から 平成25年2月28日 まで			
発注業種	電気			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（愛知県、岐阜県、三重県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間に於いて官公庁等が発注した工事(修繕を含む)で、元請として上水道施設の電気計装設備(水位計)の製作又は据付の実績を有する者であること		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件	年平均完成工事高を有すること（審査基準日 平成22年10月1日～平成23年9月30日）			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成25年1月15日 まで		
	閲覧場所	水道総務課		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成25年1月15日 まで		
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059(226)5214		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成24年12月26日 午後5時まで（指定の質問書を使用すること）		
	回答日	平成25年1月9日 ホームページにて回答		
	提出先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階） FAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	平成25年1月15日 必着		
	郵送先	〒514-8799 郵便事業（株）津支店留 津市水道局 水道総務課 宛		
開札日時及び場所	平成25年1月17日 午前10時00分 津市水道局 2階 入札室			
予定価格	2,226,000 円（税抜き）			
最低制限価格	無			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 技術者要件欄に記載した津市発注工事とは、水道局又は調達契約課発注工事で担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成24年12月17日	工 事 担 当 課	浄水課	
工 事 名	平成24年度 浄水第34号 芸濃中央配水池水位計取替修繕			
工事場所	津市 芸濃町中縄	地内		
工事概要	水位計取替修繕 既設水位計の撤去 1台 新設水位計の設置 1台 電気配管・配線工事 1式			
工 期	契約締結の日から 平成25年2月28日 まで			
発注業種	電気			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（愛知県、岐阜県、三重県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間に於いて官公庁等が発注した工事（修繕を含む）で、元請として上水道施設の電気計装設備（水位計）の製作又は据付の実績を有する者であること		
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（津市発注工事における専任配置）	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件	年平均完成工事高を有すること（審査基準日 平成22年10月1日～平成23年9月30日）			
設計図書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年1月15日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課		
設計図書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年1月15日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059(226)5214		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成24年12月26日 午後5時まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成25年1月9日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階） F A X 0 5 9 - 2 3 7 - 5 8 1 9		
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	平成25年1月15日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業（株）津支店留 津市水道局 水道総務課 宛		
開札日時 及び場所	平成25年1月17日 午前10時10分 津市水道局 2階 入札室			
予定価格	2,524,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	無			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・技術者要件欄に記載した津市発注工事とは、水道局又は調達契約課発注工事で担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成24年12月17日		工 事 担 当 課	浄水課	
工 事 名	平成24年度 浄水第36号 夢が丘ポンプ場ほか遠方監視装置修繕				
工事場所	津市 夢が丘ほか6町		地内		
工事概要	遠方監視装置の修繕 夢が丘ポンプ場子局修繕 1台 高野尾ポンプ場子局修繕 1台 南が丘ポンプ場子局修繕 1台 川北団地ポンプ場子局修繕 1台		美里家所ポンプ場子局改良修繕 1式 片田浄水場親局（既設中央監視装置）機能増設 1式 水道局親局（既設中央監視装置）機能増設 1式		
工 期	契約締結の日から 平成25年3月15日 まで				
発注業種	電気				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（愛知県、岐阜県、三重県）内本店又は支店等			
	格付要件	なし			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件	過去10年間に於いて官公庁等が発注した工事(修繕を含む)で、元請として上水道施設の遠方監視装置の製作又は据付の実績を有する者であること			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級電気工事施工管理技士又は同等以上の者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
	その他要件	年平均完成工事高を有すること（審査基準日 平成22年10月1日～平成23年9月30日）			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成25年1月15日 まで			
	閲覧場所	水道総務課			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成25年1月15日 まで			
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059(226)5214			
設計図書等に関する質問	提出期限	平成24年12月26日 午後5時まで（指定の質問書を使用すること）			
	回答日	平成25年1月9日 ホームページにて回答			
	提出先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階） FAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提出期限	平成25年1月15日 必着			
	郵送先	〒514-8799 郵便事業（株）津支店留 津市水道局 水道総務課 宛			
開札日時及び場所	平成25年1月17日 午前10時20分 津市水道局 2階 入札室				
予定価格	27,817,000 円（税抜き）				
最低制限価格	無				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前金払	有				
部分払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・ 工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成24年12月17日		業 務 担 当 課	浄水課		
業 務 名	平成24年度 浄水第38号 片田浄水場活性炭処理施設実施設計業務委託					
業 務 場 所	津市 片田志袋町 地内					
業 務 概 要	活性炭処理施設実施設計 1式 急速ろ過施設（浄水処理能力10,428m3／日）					
期 間	契約締結の日から 平成25年3月28日 まで					
発 注 業 種	土木関係コンサルタント					
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業 種	土木関係コンサルタント		部 門	上水道及び工業用水道
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店又は市内支店等				
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
		市内支店等	営業収入金額を有すること			
	同種業務 実績要件	過去10年間に於いて官公庁等で発注した業務で、浄水場における活性炭処理施設の実 実施設計業務の実績を有する者であること				
	技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士(津市発注業務における専任配置)			
		照査技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者			
	その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年1月15日 まで				
	閲 覧 場 所	水道総務課				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年1月15日 まで				
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059(226)5214				
設計図書等に 関する質問	提 出 期 限	平成24年12月26日 午後5時まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	平成25年1月9日 ホームページにて回答				
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階） F A X 0 5 9 - 2 3 7 - 5 8 1 9				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	平成25年1月15日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業（株）津支店留 津市水道局 水道総務課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年1月17日 午前10時30分 津市水道局 2階 入札室					
予 定 価 格	18,822,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・技術者要件欄に記載した津市発注業務とは、水道局又は調達契約課発注業務で担当課執行分を除く。					

津市教育委員会告示第12号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成24年12月18日

津市教育委員会

委員長 中 湖 喬

- 1 招集の日時 平成24年12月19日（水）午後4時30分から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件 津市通学区域審議会委員の委嘱替えについて